

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び財務規則（昭和56年4月28日規則第6号。以下「財務規則」という。）第73条の規定により公告する。

令和8年8月3日

稲美町長 中山 哲 郎

1 入札に付する事項

- (1) 案 件 番 号 5080069
- (2) 入 札 名 称 加圧装置付給水車購入
- (3) 仕 様 等 別紙加圧装置付給水車購入仕様書のとおり
- (4) 納 入 期 限 令和9年12月25日

2 応募資格要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 令和8年度稲美町入札参加資格者名簿（物品・製造の請負・サービス）に登録されていること。
- (2) 本店又は契約締結権限の委任を受けた支店、営業所等の所在が兵庫県内であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 稲美町の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (6) 稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 近畿運輸局が認証する自動車分解整備事業の認定書を有していること。
※当該認定書の写しを同封のこと。
- (8) 物品・製造の請負・サービスに業務「消防自動車」又は「自動車」で登録されていること。
- (9) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 入札方法及び契約方法

- (1) 入札金額は、消費税及び地方消費税額等を加算した単価で積算した予定総額（税込み）を入札書に記載すること。
- (2) 落札決定は有効な予定価格で入札した者のうち、最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (3) 入札参加申込み書類の送付封筒に同封の書類のうち、入札書のみ入札書用封筒（二重封筒）に入れ、封筒に入札名称等を記載し、割印をしてください。
- (4) 契約書は当町が定めた様式とする。

4 仕様書等のダウンロード

- (1) 期間 令和8年8月3日（月）からダウンロード可能
- (2) 方法 上記期間内に稲美町ホームページより仕様書等のファイルをダウンロードしてください。

5 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAXにより経営政策部総務課財務係へ仕様書等に関する質問書（指定様式）により提出してください。

令和8年8月3日（月）から令和8年8月13日（木）正午（午後0時）まで

FAX（079-492-5162）

稲美町経営政策部総務課財務係宛

- (2) 質問に対する回答

令和8年8月14日（金）中に稲美町ホームページにおいて公表します。

6 入札参加申込み

- (1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けてください。

ア 稲美町郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（指定様式）

イ 入札書（指定様式）

ウ 積算内訳書（指定様式）

エ 近畿運輸局が認証する自動車分解整備事業の認定書の写し

- (2) 入札書等を封かんした封筒の提出方法は、稲美郵便局留の一般書留郵便による提出に限ります。なお、郵送に係る費用は入札者の負担とします。

ア 令和8年8月14日（金）に、稲美町ホームページに設計図書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずご確認の後、郵送してください。

イ 稲美郵便局への郵便物の必着期限は、令和8年8月26日（水）です。この必着期限を過ぎて到着したものは受理しません。

また、郵便事故等により入札書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

7 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月28日（金） 午前10時00分
- (2) 場所 稲美町役場 303会議室

8 入札保証金 免除

9 契約保証金

入札金額（予定総額）の10分の1以上を納付すること。ただし、財務規則第92条第1項の各号に該当する場合は、免除する場合があります。

1 0 支払い条件

前金払 無
部分払 無
中間前払 無

1 1 消費税の取扱い

入札価格の算定にあたっては、消費税率は10%とし、消費税率等の改定があった場合の変更については、落札者と別途協議の上決定します。

1 2 契約条項等を示す場所

稲美町財務規則等については、稲美町ホームページにおいて閲覧することができます。

1 3 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「町契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、契約金額（予定総額）が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに、当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

また、稲美町指名停止基準の規定により、指名停止措置を行います。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、稲美町に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

1 4 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

1 5 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
- (3) 入札に関する条件に違反した入札。
- (4) 予定価格を超える金額を記載した入札。

1 6 その他

- (1) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この入札に参加を希望する方は、事前に必ず稲美町ホームページ掲載の応募案内を確認した上で申し込んでください。
- (2) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、稲美町指名停止基準により措置されます。